

市立豊中病院職員駐車場設置要綱

(目的)

第1条 市立豊中病院に勤務する職員の福利のため職員駐車場を設置する。

(設置場所)

第2条 職員駐車場は、以下の場所に設置する。

豊中市柴原町4-14-1 市立豊中病院内 150台

(使用料金)

第3条 使用料金は、月額12,600円(内消費税600円)とする。

2 使用料金は、近隣駐車場料金との均衡を逸しないよう常に見直しを図る。

3 使用料金の支払等は、別途契約書に基づくものとする。

(使用時間)

第4条 職員駐車場は、勤務時間中使用するものとする。

(使用職員の範囲)

第5条 使用できる職員は、市立豊中病院に勤務する職員とする。

(契約及び使用許可)

第6条 契約は、豊中市と職員駐車場を使用する職員の間で行い、職員駐車場を利用する職員の代表者が行政財産の使用許可手続きを行う。

(契約期間)

第7条 契約期間は、1年間とする。ただし、契約満了日までに契約解除の通知をしなかった時は、自動更新する。以後契約期間満了のときにおいても同様とする。

(使用者の募集)

第8条 使用者の募集を行う場合には、職員に通知し公開にて抽選するものとする。

2 契約解除者がでた場合は、空庫待ちの職員を優先する。ただし、空庫待ちの有効期間は1年間とする。期間が過ぎた場合は、改めて募集し抽選する。

(禁止事項)

第9条 職員は、駐車場の使用を他に譲渡してはならない。

2 職員は、契約車両の駐車以外、他の目的で本駐車場を使用してはならない。

(損害賠償)

第10条 豊中市は、駐車場において職員の車両及び積載されている物件の天災、火災、盗難、水難等の被害について、その原因の如何を問わず一切の責任

を負わない。

2 職員またはその関係者が、故意若しくは過失により本駐車場及びその付帯施設または他の車両に損害を与えたとき、これを賠償しなければならない。

(契約の使用制限)

第 11 条 豊中市が本駐車場の明渡しを必要とするときは、1ヶ月前までに契約解除の予告をし、当該期間終了後、職員は異議なくこれに応じるものとする。ただし、契約に違背したときは、豊中市は何等の催告を要せず、直ちに契約を解除することができる。

2 職員は、何時でも契約を解除することができる。ただし、月の途中における解約については、当月分の使用料金を全額納付しなければならない。

3 豊中市は、職員の契約解除申出が使用料金払込日以降の時は、次月分の使用料金の納付を求めることができ、職員は異議なくこれに応じるものとする。

4 病院の事業等により一時的に駐車場を使用する場合は、職員はこれに応じなければならない。

5 職員が病院より異動した時は、契約解除するものとする。月途中の異動における使用料金は、同条第 2 項及び第 3 項を準用する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。